

## 平成29年度第1回木津川市いじめ防止等対策委員会 会議録

○日 時：平成29年10月11日（水）14時00分から15時30分まで

○場 所：木津川市役所 第2北別館

○出席者：榎原禎宏委員長、石割康平副委員長、岩瀬佳代子委員、

仙田富久委員、森本博一委員、古川麻里恵委員、田中勉委員、

佐田陽子委員、漕江圭子委員

教育委員会：森永教育長、竹本教育部長、加藤理事、遠藤理事

大西教育部次長兼学校教育課長、村田指導主事

傍聴の申請があり、木津川市審議会等の会議公開に関する規程第3条の規定に基づき許可した。

＜傍聴者入室＞

1 開会

2 新規委員への委嘱状交付（机上配布）

3 教育長あいさつ 森永教育長より

4 委員・事務局紹介

5 議事

（1）議事録署名委員の指名

仙田委員を指名。

（2）平成28年度いじめ対策事業実施のまとめ

事務局より報告。

会議資料No. 5 8ページより説明。

昨年度についてはいじめ防止等対策委員会を7月と2月の年二回開催した。

いずれもいじめ調査の結果から本市の現状についてご理解、また対応策や事業の在り方についてご審議いただいた。必要に応じ開催される臨時部会については昨年度の実施は無かった。

続いて、学校だけでは解決が困難な、いじめをはじめとする生徒指導上の諸

問題が起きた時に支援を行う目的で設置されている、いじめ防止等対策チームについて説明を行う。本チームについては昨年度の臨時部会での召集及び学校への派遣は実施していない。

続いて、いじめ調査について説明を行う。学期に一回、年三回実施した。1, 2学期についてはアンケートに基づき、児童生徒との個別の教育相談を実施し、実態把握に努めている。年度末には集計を行い、結果について京都府、文部科学省へ報告を行っている。

続いて、市カウンセリングルーム事業について説明を行う。カウンセリング事業は平成27年度までは週一回であったが、昨年度より火曜日と金曜日の週二回、市の岩瀬カウンセラーによる相談活動を木津川市中央図書館二階のカウンセリングルームにて実施している。年間延べ522名の来室相談及び82件の電話相談があった。

続いて、小中学校のいじめ・生徒指導担当者会議について説明を行う。これは各校より代表が1名集まり様々な実態交流等を行うものである。昨年度は4回、5月・8月・11月・2月に開催し、いじめへの対応や教育委員会への報告、いじめアンケート結果の分析や各校の実態及び実践交流を行った。特に子供たちが自ら取り組むいじめ撲滅運動等がどうあるべきか、などの協議を実施した。

また児童生徒が主体的にいじめ防止に向けた方策について議論し実行するような取組を目指すため、各校において児童会・生徒会等を主催とした自主活動を呼びかけている。

資料No. 5 9～12ページについて説明。

9ページ～12ページについては京都府がまとめたいじめ調査の結果である。10ページが1回目、11ページが2回目の調査結果である。木津川市においては小中学校共に1回目より2回目の調査の方が第1段階「いやな思いをした」と感じたものの認知件数が減っているが、第2段階「教職員による組織的・継続的な指導や観察が必要とされる」の認知件数の割合が増加している。未解消のものもあり、今後も追跡調査及び学年間の引き継ぎをしっかりと行っていく必要があると考えている。

昨年度の対策事業については以上である。

Q：8ページのカウンセリング事業において経年変化等はどうか？

A：平成26年度の来室が330件、平成27年度は345件、平成28年度が522件となっている。平成28年度から週2回と実施回数が増えている。

A：来室された中で今年度においてはいじめに係るものはなかった。

### （3）第1回調査結果について

事務局より報告。

会議資料No. 8により説明。

これはいじめ調査の実施状況である。1学期は5月25日～7月7日までの間に各校においてアンケートを実施し、その後に個別面談で聞き取り調査を行った。各校のアンケート実施日と実施率については表のとおりである。

調査未実施の児童生徒はほとんどがフリースクール等へ通っている児童生徒や不登校の児童生徒で調査を本人・保護者が拒否したものであり、未実施ではあるがいじめの対象とはなっていないものである。

アンケートの様式については2ページに掲載してあるとおりである。

続いて、3ページから5ページ、これは小中学校別のアンケートの結果・数値一覧である。3ページの表の中のA～Gとあるが、Cについては「いやな思いをした」に一つでも○があった児童生徒数の合計である。

小学校では1, 678件であった。DについてはCの内、事象が解決した児童生徒の合計である。解決し、今はいやな思いが続いていると答えた者の数である。

Eについてはいじめの態様それぞれであり、アンケートの中で例えば1番は「ひやかし、からかい、悪口、おどし文句など、いやなことを言われた」という項目に児童生徒が○をつけた数になっている。

「いやな思いをした」児童生徒数を学年別にグラフ化したのが6ページである。「いやな思いをした」小学生は1, 678人、中学生は176人だった。いじめの低年齢化が懸念されているが、市内のアンケート結果でも小学校2年生の数が最も多く、全体としても低学年の数が多い結果となっている。

「いやな思いをした」と答えた数とそれが継続しているか、また誰かに相談したかをグラフにしたもののが7ページである。「いやな思いをした」小学生は全体の31. 1%にあたる1, 678人、中学生は7. 7%にあたる176人となっており、その内、それが継続している小学生が734人、中学生が63人であった。小学校ではいやな思いは既に解消しているという児童が56%、中学校では64%であり、それらの児童生徒については一過性のものであったと考えられる。

誰かに相談したかについては、小学校では952人（全体の57%）、中学校では99人（全体の56%）が相談したと回答している。

次に8ページ、経年による比較である。発生率を経年で見てみると小学校では31. 1%、中学校では7. 7%といずれも減少傾向にある。教職員研修や道徳・人権学習等、いじめの未然防止の取組が奏功している、あるいはアンケート導入から4年が経ち、アンケートでは実態がつかみきれなくなっているの

か、検証が必要であると考えている。

続いて、いやな思いの態様別件数（9ページ）だが、小中学校とも「ひやかし、からかい、悪口、おどし文句など、いやなことを言われた」が圧倒的に多く、続いて「遊ぶふりをしてぶつかられたり、たたかれたり、けられたりした」が多くなっている。冗談半分の遊びの延長というパターンかと思われるが、そういう所からいじめがエスカレートすることも多く、看過してはならないと考えている。

以上が1学期のいじめアンケート調査の結果である。一旦ここで切り、質問等を受け付けたいと考えている。

Q：8ページの表だが、例えば小学校のH29. 1学期においては「誰かに相談した」が56.7%となっているが、どの数字に対する割合なのか？

A：「いやな思いをした」児童の中で相談した割合である。

Q：「いやな思いをした」とある31.1%の内、56.7%が誰かに相談した、という理解でよいか？

A：そのとおりである。

Q：「続いている」と回答した43.7%は31.1%の内、つまり全体の15%程度と考えてよいのか？

A：お見込みのとおりである。

Q：先ほどの説明の中で経年変化の中でどんどん下がっているが、指導が行き届いてきたのか、あるいはアンケートではつかみにくくなっている可能性があるとのことであった。前提として、数値が下がってきてているとあるが、府内の他の自治体と比べてこの数値はどうなのか。資料の中で全体の児童生徒数が無いので簡単にはわからないが、

以前だと木津川市は府内で一番高かった、発見に努めていると伺っていた。その状況に変わりがないのか、教職員の方の見つけ出す努力が行き届き、加えて教育活動が奏功し、数が減っているのか。その様に思うが、全体的な府内の位置はどうか？

A：正確な比率等の算出は無いが、資料No. 5の10ページ、11ページで比較すると、木津川市には児童数は約5,300人おり、その中で第1段階の認知数が1,872件となっている。同じくらいの1,986件を認知した宇治市においては木津川市より2倍までいかないが、それ位児童数がいる中でこの件数となっている。その意味では率から言うと木津川市の認知率は高いと言える。他の自治体においても、木津川市と同様、あるいは更に高い率となっている所もあると思われるが、全体的に見ると木津川市の認知率は高いと考えている。

Q：いじめがつかみにくくなっている可能性もあるのではとは言っているが、それほど心配することではないか？

A：あくまでそういう可能性もあるのではないかと解釈をしている。

意見、少し妙な言い方になるが、たくさん認知することは良いことである。京都府でも多く、その中でも木津川市が多く認知されているということは、それだけ取り組んでいただいている結果だと。そう理解すればよいと考えている。

引き続き、事務局より説明。資料No. 8の10ページより

10ページ以降は京都府のいじめ調査で報告した内容である。この調査はいじめアンケートを基に個別の聞き取り調査を行って、アンケートで訴えた内容やその他の内容について教員が聞き取り、認知したもののが総数となっている。

第1段階から第3段階に区分けしている。京都府の定義では第1段階は「いじめの定義に照らし、いじめがあったと捉えられるもの」の総数である。

第2段階は「第1段階の中で教職員が、その後も組織的・継続的に指導や経過観察の必要があるもの」である。

第3段階は「児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるもの、あるいはいじめにより相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるもの」である。

京都府は他県に比較し、圧倒的にいじめの認知件数が多い。これは京都府下全体がこの形式のいじめアンケートを実施し、アンケート結果を尊重し、児童生徒が「いやな思いをした」ものをいじめの初期段階としてしっかり認知する方向性で行った結果であると言える。

10ページでは小学校の結果が掲載されている。第1段階でいじめと認知された件数が、1, 617件。その内解消が15件。未解消が1, 602件であった。中学校では第1段階の認知が97件。解消が13件。未解消が84件であった。第1段階の未解消が第2段階の認知数ともなっている。第3段階は小中学校とも0件であった。

未解消数が激増している理由として、今年3月14日に国のいじめ防止等のための基本的な方針が改定され、「いじめが解消されている要件」が変更された。その中で、「いじめが解消されているとみなされている状態」とは、「いじめの行為が止んでいること」「その行為が止んで、少なくとも三か月継続していること」「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」、この全ての要件を満たしている場合に、いじめは解消していると見なされると改定された。

それに伴い、今回の調査では未解消の多くは三か月が経過していないことにより未解消として計上している。事実上の未解消数、行為が止んでいない、今も心身の苦痛を感じていると答えた児童生徒の数は小学校では0件、中学校で

は1件であった。

市教委としては國の方針改定に則り、解消・未解消を集計した結果、先ほどの数値となつたが、府教委への報告については従来の集計方法により報告を依頼されたため、府教委とは調整の上、未解消の件数については、小学校は0件、中学校については1件として報告している。ご了承いただきたい。

続いて、いじめの態様別件数について12ページに基づき、説明。

態様別件数であるが、先ほどのアンケート調査結果と内容が重複する為説明は省略させていただく。

ここまで説明で質問をお受けしたい。

Q：中学校の未解消が1件とあったが、具体的にどういった中身なのか？

A：友達にクラブの時に悪口を言われたといったものである。発生が報告日に近かつたため、現在解消に向けて取組を行っているとのことであり、未解消として計上している。2学期の調査で追跡調査を実施する。

Q：表の解消件数が0とあるが、これは未解消の件数ではないか？

A：解消の件数である。

Q：第2段階の定義が変わった、これは資料No. 7の30ページのことかと思われるが、その理解でよいか？

A：そのとおりである。

Q：「相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする」とあるが、これは以前には無かったのか？

A：「少なくとも3ヶ月」という規定は無かった。

Q：次の「重大事態」について何か変更はあったか？

A：変更はなかった。

Q：資料No. 7の32ページに「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が『いじめの結果ではない』あるいは『重大事態とはいえない』と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる」とあり、そういうしたものも第3段階とするとあるが、こういった申立ては保護者から無かったのか？

A：今回は無かった。

Q：以前に、重大事態ではないが、市教委に対し保護者からの相談や問い合わせはあると聞いた。そういう時にどのような対応や理解をされているのか、お伺いしたい。

A：確かに学校であった事象や対応について、ご意見をいただくことはある。頂いた情報を学校に提供し、話し合いの中で解決の道筋が見えてきたり、あるいは、保護者の方の取り違いが判明したりすることもある。話し合いを持つ中

で理解して頂けたということで重大事態は無いと判断している。

Q: 重大事態に至ったということであれば、調査をするということでおいのか？

A: そのとおりである。

事務局より資料N o. 8 13ページより説明

13ページは学校ごとのアンケート結果といじめの認知件数について、表したものである。

小学校が13校、中学校が5校である。アンケートの「いやな思いをした」の数といじめ調査の第1段階の件数を比較すると、「いやな思いをした」件数を全ていじめ調査の第1段階として認知した学校もあるが、精査した上でいじめの件数としては減少している学校もある。

いじめ認知の方向としてはアンケートで申告された内容が間違いや勘違いなど明らかに申告の内容と異なる場合や兄弟喧嘩などの場合を除き、児童生徒が「いやな思いをした」ものについては基本的にいじめと認知することとしている。

14ページはこの2年半の認知件数の推移である。

平成27年度において、いじめの認知件数が激増しているが、これはいじめ・生徒指導担当者会議において、いじめの認知方法について、「いやな思いをした」と答えた児童生徒については積極的にいじめと認知し、実態を把握していくと統一した結果である。学校において何か大きな事象が生じた訳ではないので、ご了承いただきたい。なお、第3段階については発生していない。

また、全体の認知数だが小中学校とも減少傾向にある。

Q: アンケートの「いやな思いをした」件数といじめ調査の第1段階の件数が学校によって同じ所と異なる所、極端な例では半分程度になっている所もあるが、何か理由や分析・考察結果はあるか？

また2校については第1段階の方が多くなっているが、これはアンケート以外に教職員の方が努力して見つけ出された結果と理解して良いのか？

A: まず1点目について説明を行いたい。アンケートで「いやな思いをした」件数全てがいじめ事象として認められたため、そのまま第1段階として計上している学校もあるが、面談の上、本人の勘違いや事実と異なることが判明する等精査した結果、かなり減少している学校もある。

2点目の増加している場合だが、お見込みのとおりアンケート以外で認知した数、あるいはアンケート実施後いじめ調査として報告するまでに日数があり、その間に認知したものが加わっている結果である。

Q: 精査によりかなり減っている学校もあるが、減らしすぎて良いが、

精査方法については問題ないのか？

A：精査方法については、市教委と学校とでかなり綿密に協議をしているため問題ないと考えている。

Q：アンケートの様式は同じものか？同じであってもこれだけ差が出るのか？

A：お見込みのとおりである。

意見：学校ごとに件数のばらつきが見られる。

事務局：小学校は高く、中学校は低いという結果となっている。

意見：調査の趣旨としては好ましいものではないが、より沢山の児童生徒の声を拾い上げるよう努力していただいているが、結果的にはそれほど重大なものではなかった、といった形が望ましいと思われる。

中学生になって件数が下がっていくことは成長の一つの証であるとも思われる反面、言っても仕方がないとの諦めの結果ではないような教育環境が必要かと思われる。

意見：中学校では良い意味での鈍感さが成長に伴い、備わってきていているとも考えられる。また思春期特有の表に出さない部分もあるかと思われる。アンケート実施も必要だが、アンケートに表れない友人関係の悩みなどそういった辺りをつぶさに見ていくことがより必要ではないかと思う。

小学校ではアンケートをさせる担任教員の言葉かけによって、数字が多少上下することもあるかと思われる。

Q：アンケートのやり方を示す手引きのようなものはあるのか？

A：手引きとしては無いが、いじめ生徒指導担当者会議で実施にあたり、注意点や進め方の留意点を確認している。

意見：実施する雰囲気などで影響を受ける場合もあると思われるため、児童生徒の本音が出しやすい調査環境を整えて実施頂ければ、と考える。

Q：アンケートは教室で配布し、その場で提出させるのか？あるいは持ち帰りを可としたり、必ず持ち帰らせ親と相談し提出させたり、方法の統一は図られているのか？

A：教室で記入及び一斉回収としている。

#### （4）いじめ調査の改定について

事務局より資料N o. 6により説明

間もなく2学期の調査としてアンケートを実施するが、第二回の調査より府教委の集計方法が変更される。これは国のいじめ防止等のための基本的な方針が3月に改定されたことを受け、変更されたものである。

認知した全件数をA～Dの4区分に分け整理することとなる。

Aは「要指導（いじめの行為が続いている、「いやな思い」も残っている。）」

Bは「要支援（いじめの行為は止んでいるが、「いやな思い」は残っている。）」  
Cは「見守り（いじめの行為は止んでおり、「いやな思い」も無いが、3ヶ月は経っていない。）」

Dは「解消の要件を全て満たしている」

この4区分に分け集計する様、府教委から依頼があったため、2学期調査よりそれに従う形となる。これまで解消か未解消の二分類であったものを、未解消について詳細に実態把握し、その後どうなっているのか追跡調査をしっかりと行うこととなった。

今回の2学期に行う調査報告においては、1学期に認知した全てのいじめ事象の件数について、A～Dに区分し面談による追跡調査を行う。また新たに2学期にアンケートを実施し、その結果についてもA～Dに区分し報告を行う。

2学期の調査でA～Cに区分されたものについては、年度末に懇談等により追跡調査を実施する予定である。

それに伴いアンケートの内容についても変更する。資料No. 9 資料編の6, 7, 8ページがアンケートの様式である。解消とみなすには3ヶ月を目安とすることから問3 「1のことが最後にあったのはいつ頃ですか？」「何月頃」「覚えていない」この部分が追加されている。

それから心身の苦痛を感じているか、いないかをしっかりと把握する必要があることから、問4 「1のことがあった人は、そのことで今はどんな思いですか」「いやな思いは、今は無い」「今も、いやな思いをしている」が追加されている。

2学期の実態調査の結果については、2月に予定されている第二回の会議において報告を行う。今後も日常の観察・相談活動、アンケートにより児童生徒相互の関係といじめの実態把握に努め、未然防止と早期対応策を講じていきたいと考えている。

意見：アンケートの問10 「パソコンや携帯電話等で傷つくようなことや、いやなことをされた」がある。カウンセリングで子どもたちと話していると「ゲームの中でチャットをしていて非難される」といったことを聞くことがある。この部分の文言でSNSやチャットなどを加えるか、アンケート実施時に教員より言葉添えを行うなどの対応があれば更に正確な数値が出るのではないかと思う。

事務局：府の会議でも同じような意見が出ていた。問10では「パソコンや携帯電話等」とあり、その「等」に含めてある形である。発達の年齢によって説明を加える必要がある学年があると思われる所以、実施前にそういった説明を実施することとしている。

Q：調査実施時に項目の説明をすることもあるということか？

A：必要な場合に加えることとしている。学年によっても理解度が異なるため。

### （5）意見交換

木津川市のいじめ対策に関して、例えばデータ保存の方法や現状認識についての考え方などご意見有ればお伺いしたい。

委員：アンケート以外でもいじめ事象を認知した学校があったと報告があった。子ども自身の交友関係やプライバシーの問題もあるし、難しいところもあると思われるが、学校に限らないが見逃さないようにするための大変なことや意味があると思われることなどがあればご意見をいただきたい。アンケートも一つの有効な手段だと思われるが。

委員：小学生にとっては担任の教員が子どもにとって話しやすいかどうかが一つのポイントだと思われる。また、学年が上がり担任が代わる、あるいはクラス替えにより、最初はどうしても様子見の期間があるかと思われる。時間が経ってくるとクラスの輪が生まれ、友達と仲良くなると思われるが。最初はどうしても担任の負担が大きいと思われる。

委員：クラスは2年間続くが、担任が代わることもあるかと思われる。その場合、子どもたちの関係性は連続したものになるが、教員にとってはそうではないため、1学期の調査は正確な数値が出にくい場合もあるかと思われる。

市としての統一した形でクラス替えを行っているのか？

委員：中学校は毎年クラス替えを行っている。

事務局：小学校もほぼ毎年クラス替えを行っている。

委員：人間関係にとっては、寂しい部分もあるかと思われるが、替わって良かったという部分もあるかと思われる。

委員：少しでもいやなことを児童生徒が感じた場合やそれほど大きな事象でなくても何かがあった場合に担任の教員が細かく対応してくれている。

委員：アンケートはあくまでいじめられている本人からの申告である。児童生徒ではないが、最近高校の教員が生徒から暴力を受けていた事件があった。こ

のケースにおいては周りの生徒が傍観者となり、止める者がいなかつたように思う。クラスのムードづくりについての指導をどのようにしているのか。

また、該当教員以外の教員が発見したり、生徒からの報告があつたりして把握できる場合もあるかと思われる。そういった部分の取組はどうなっているのか？他の児童生徒がいじめられていると報告できるものがあつても良いのではないか？年二回のアンケートだけではなく日頃の仲間内で注意し合うなどそういったクラスのムード作りも大事だと思う。

委員：アンケートの設問で「いじめられているのを見たことがありますか？」という問い合わせがあるので、他の児童生徒からの報告はできるようになっているが、言いにくい場合もあるかと思われる。

委員：先ほどの報道では周りが傍観者となっており止める者がおらず、映像をSNSで流すなどをしていた。このようなクラスになった場合、解決も困難かと思われる。

委員：今回の報告の中で継続しているものが基本的には無いといった結果であったので、非常に良いことだと思う。アンケートの方式で第3段階と第2段階の要件的に差があるのではないかと思う。

第2段階の中で、例えば「いやなことを言われた」という程度であれば、結果として重大な案件になることは確率的に低いと思われるが、「無理やりお金をくれと言われた」など程度の重いものに複数答えたようなものについては、件数について今後ご報告いただきたいと思う。一律に報告されると、どの設問に對しても数値が多いのか、実態として深いものが何件紛れているのかがわからぬいため、そういう事も把握できるようなアンケート集計結果として頂けるとありがたい。

事務局：2学期以降の集計については変更されると説明したが、この第2段階というものが無くなる。認知したものをA～Dに振り分けたものと重大事態に分けられる。A～Cの程度の重さもしっかりと把握していくこととなる。

委員：国の基準が変わり、3ヶ月という決まりが出てきたことに関して、アンケートが変わることであったが、特に低学年の児童については自分がいつ頃からいじめられていたのかについては自覚があやふやな部分があると思われる。

「いつからか覚えていない」と回答する児童が非常に多くなるのではないか

と思う。担任などの聞き方によって誘導される可能性もある。その部分の取り扱いについて、きちんと決めておかないと本来のアンケートが持っている検出力が変わってしまう気がする。アンケートの中身が詳細になるにつれ、小さい子どもは答えにくくなる可能性がある。とりあえず実施して結果を見る形でもよいかと思われるが、結果が出た時にどう分析するかを考える必要がある。

委員：確かに低学年の子どもにとって3ヶ月は長い期間であると思われる所以、注意が必要だと思う。

事務局：回答の中身をしっかりと見ていくことが大事だと考えている。「いつ起つたか」だけに注目してしまうと、事象の重大性が見えなくなる可能性もある。聞く時に注意して実施する。

委員：このアンケートは学校でどの時間に実施されているのか？

事務局：学級活動の中で実施されている。落ち着いた環境で実施できる様配慮している。面談については、特別校時を組み、一人あたり10分確保し、担任と児童生徒がしっかりと向き合って実施している。低学年については、帰る時間がバラバラになると安全面で不安もあるので、休憩時間や給食の時間なども利用し実施している。

委員：SSWの見方としては色々な事象、いじめに限らないが、教員と子どもの関係だけではなく、保護者や地域、周りの環境との間で起こることもあるだろうと考えている。また、そちらに注意し働くよう指導を受けている。

今回の報告を受けたものについては、学校の中で教員がどういった関わり方をされてきたのか、子どもの関係がどうなっているのか、といったものになるかと思われるが、事象についてはきっと周りの地域や家族の特性が関係している部分があるのではないかと思う。

木津川市の努力により京都府の中でも一番の認知率を続けていていることについては理解をしており、良いことだと考えているが、いつまでも続けて多い今まで良いのか、という風にも考える。本来の目的はやはりいじめを無くしていくために何ができるのかという所で見ていくのであれば、その一助として例えば言葉は不適切かもしれないが、次のようなことが言えると思う。

新しく地域が開発されて色々な所から人が集まつてくる場合はまだまだ地域のコミュニティがまだまだ確立されていない、成熟していない地域になっている。あるいは産業構造で旧来の農業や商業に携わっている方が多い地域やほと

んど他府県に働きに行っておられる方が多い地域、また、共働きが多い、三世代同居が多い地域がある。

また、保護者の学歴・教育に対する熱意があり、逆に子どもにとってのストレスになっているであるとか、地域の所得水準の格差があることによる隔絶が起き、いじめの起こる一つの要素となっていないかとの思いがある。先ほど説明があった分析等を実施されている小中学校いじめ・生徒指導担当者会議において、「自校がどういった地域特性の中で児童生徒がいるのか」といったことも含め、それと発生率の関係がもしかめれば、いじめ事態を減らしていく方法の確立につながっていくのではないかと考える。

委員：いじめに限らず、そういう事象について、学校を超えた社会的背景についても検討すべきではないかということか？

委員：検討というより、教えて頂ければと考える。京都府発表の市町ごとのデータは既にある。もっと細かいデータがあればと思う。やはり特徴はあると思われる。

委員：可能性としてはあるかと思われる。いじめという行為自身が現在の定義に従えば、受け取る側が「いやだ、辛い」と思ったことが一つの基準になることから考えると、今挙げていただいたようなものの客観的な性格と合うのかについても考える必要がある。

例えば、学力と所得水準の関係とか、学力と体力の関係などの研究はある。それは良くも悪くも客観的なものだと措定、とりあえず定めた上で議論をしているものである。我々がここで議論しているいじめの問題の性格を踏まえて、また色々なものを知ることができれば良いと思う。

事務局：確かに学習習慣や生活習慣と家庭・地域・コミュニティとの関連性はよく言われていることである。学力の問題やいじめ・暴力、こういったものとの関連性は全く無いとは言えないが、当然家庭との連携・地域との連携は非常に重要なものである。ただし、地域のコミュニティについては行政が主体的に指導できるものではなく、自発的にできていくものだと考えている。

その中で、運動会については全地域の人が入り、またベクトルが同じものであり、小学校単位・町ぐるみで実施されている。もっと地域に対し、学校地域支援本部など活用し学校を開いていければ良いのではと考える。

具体的活動で言えば、あいさつ運動、木津南中学校区で実施されているものがある。非常に核家族化が進み、殺伐とした部分もあるが、できるだけそういう

った事業を実施していきたい。

いじめの問題についてもそういう背景が全く影響していない訳ではなく、少なくとも学校という組織の中では皆がそれを大事にしている形をとって、いやしくも重大な事象にならないようにする必要がある。その基本の部分を組織の中で大事にし、家庭でも理解が得られるよう邁進していきたい。

委員：この会議ではいじめアンケートの結果や既に起こってしまった事象について報告いただくことが多い。より積極的にいじめが起きないようにするための対策の議論はあまりなされていないと感じる。先ほどのあいさつ運動などは広い意味でそういう効果があると思われる。他にもいろいろな取組をなされていると思うが、聞く機会があればいいと思う。

病気と同じで、予防は治療に勝ると思うので、その予防にあたる、子ども自身がいじめをしないような気持ちになれるような取組について伺いたいと思う。

委員：昨年、この会議で木津第二中学校を訪れた際、色々な取組について話を伺った。例えば生徒会の取組や傍観者がいなくなるような児童生徒自身の成長や課題への取組を期待しつつ報告を受けていきたい。その上で認知をし、事象の解消に向け議論がしていけば良いと思う。

## 6 その他

事務局より次回開催日について連絡。平成30年2月9日（金）に開催で調整されることとなった。いずれかの学校を訪問し取組や児童生徒の内容について報告を受ける予定である。

また、事務局より謝金の支払い方法等について説明が行われた。